

**練馬区**  
**災害時における医療救護班等**  
**活動マニュアル（案）**

平成 年 月

練馬区災害医療運営連絡会

## 目次

### 第1章 医療救護所への参集

- 1 参集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 参集準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 責任者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 医療救護所の運営従事者・・・・・・・・・・・・・・・・

### 第2章 医療救護所開設

- 1 施設の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 医療救護所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 開設等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 第3章 医療救護活動

- 1 傷病者来所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 1次トリアージ（傷病者の振分け）・・・・・・・・
- 3 2次トリアージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 軽症者手当／調剤・投薬・・・・・・・・・・・・・・
- 5 重症者等処置／搬送・・・・・・・・・・・・・・・・

### 第4章 医療救護所閉鎖

- 1 医療救護所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 急性期以降の避難拠点・医療救護所・・・・・・・・

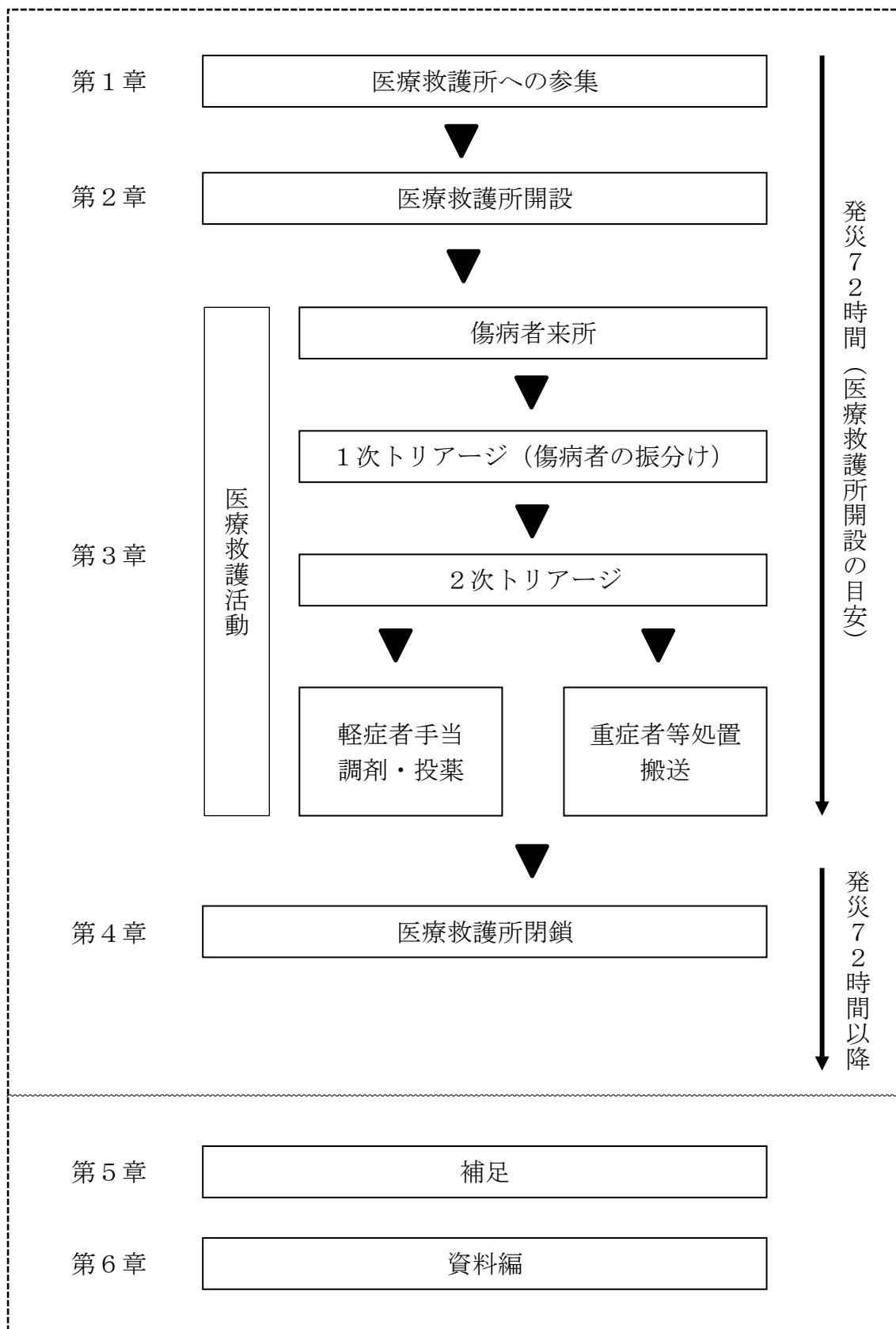
### 第5章 補足

- 1 記録場所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 時系列活動表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 第6章 資料編

- 1 災害時医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 その他の医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 医薬品協定事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 備蓄医薬品等一覧表（平成 年 月現在）・・・・
- 5 医療救護所の運営様式（様式1～7）・・・・・・・・

## 医療救護活動の流れ



## 第1章 医療救護所への参集

### 1 参集条件

大地震が発生した場合、被害状況の把握や情報の収集に努めます。練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各師会要員は指定された医療救護所（区内10か所の小・中学校）へ自動参集します。震度5強以下の場合でも、災害対策本部（練馬区役所）からの要請に基づき、各師会を通じて参集指示があります。自身が勤務する診療所等には、行先を掲示し、休診していることを明示します。

No.	医療救護所	所在地	無線番号
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1	ねりま 961
2	開進第三中学校	桜台3-28-1	ねりま 967
3	貫井中学校	貫井2-14-13	ねりま 972
4	練馬東中学校	春日町2-14-22	ねりま 971
5	光が丘第四中学校	光が丘2-5-1	ねりま 978
6	石神井東中学校	高野台1-8-34	ねりま 980
7	谷原中学校	谷原4-10-5	ねりま 985
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1	ねりま 659
9	大泉西中学校	西大泉3-19-27	ねりま 989
10	石神井西中学校	関町南3-10-3	ねりま 981

なお、参集にあたっては、自身の安全はもちろん、家族の安全確保に努めてください。参集することが困難な場合には、各師会本部に連絡し、対応方法について指示を仰いでください。

医療救護所要員は、参集後、以下の名簿を作成します。

- ① 避難拠点要員の参集簿（様式1）
- ② 参集する四師会の要員の参集簿（様式2）

### 2 参集準備

医療救護活動の目安は概ね72時間です。参集にあたっては、活動しやすい服装で、最低限の着替えや食料は持参します。（→P●● 資料編●● 持ち物例）

### 3 責任者の選定

避難拠点要員の班長が医療救護所の運営の中心となりますが、医療救護活動のうちトリアージや応急処置については、医師会から派遣される医師のうち1名が統括医となり、その指示のもとにトリアージ、患者搬送、応

急手当、災害時医療機関への連絡などを行います。そのため、医療救護活動の指揮命令権者である統括医の指示がうまく伝わるよう各師会内でもそれぞれ責任者を決定します。

#### 4 医療救護所の運営従事者

医療救護所において、医療救護活動等の従事者は次のとおりです。

従事者	説明
避難拠点要員（区職員）	近隣在住または近隣施設職員 10名程度
避難拠点要員（学校職員）	避難拠点となる学校職員 5名程度
医師会	近隣診療所等の医師
歯科医師会	近隣歯科診療所の歯科医師
薬剤師会	近隣薬局の薬剤師
柔道整復師会	近隣接骨院の柔道整復師
医療救護所医療従事スタッフ※	区内および近隣に在住・在勤の(准)看護師
避難拠点運営連絡会	避難拠点の運営連絡会の区民

各医療救護所の従事者名簿を作成し、災害対策健康部救護班に報告します。

※医療救護所医療従事スタッフ：

震度6弱以上の地震が発生した際に、医療救護所で活動する（准）看護師。本人確認や看護師資格の確認が済んでいる者には、下記の登録者カードを発行しており、参集時に持参し、提示することになっています。

医療スタッフカードイメージ



## 第2章 医療救護所開設

### 1 施設の安全確認

区内震度5弱以上の地震が発生すると、練馬区および学校要員等（以下、「区要員等」という。）が指定された小中学校に参集します。夜間等で学校が閉校している際には、学校関係者または班長が開錠し、施設の立ち上げ準備を行います。その場合、区要員等はあらかじめ定められた医療救護所として使用する体育館や教室棟等が使用できるかの安全確認をします。

### 2 医療救護所の開設準備

施設の安全確認が完了すると、区要員等は避難所および医療救護所の開設のための準備を始めます。

同時に医療救護班班員は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線などにも配慮し、区要員等の設営に助言をします。薬剤師班は、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し、「調剤・投薬所」や「重中等症者待機場所」に配備します。

なお、医療救護所で使用する教室等エリアには次のようなものがあります。  
例) 「傷病者振分け場所」、「軽症者処置場所」、「トリアージ場所」、「重中等症者待機場所」、「調剤・投薬所」、「記録場所」

### 3 開設等の報告

班長は、開設を決定した段階で地域防災無線により医療救護所を開設したことを災害対策健康部救護班へ連絡します。その際、あわせて参集人員数、四師会の人員数なども連絡します。(様式3)(様式4)

※災害対策健康部救護班（地域医療課）無線番号「ねりま712」

## 第3章 医療救護活動

### 1 傷病者来所

東京都の被害想定によると、多摩直下地震（M7クラス）が起こった場合、練馬区内では、最大5,389名の負傷者が発生するとしています。そのうちの9割程度は、軽症者であり、災害医療支援医療機関および医療救護所で対応します。残りの1割の重症者等は、災害拠点病院や災害拠点連携医療機関（以下、「災害拠点病院等」という。）で治療を行います。

区要員等は、来所した避難者をケガの有無により避難場所か医療救護所へそれぞれ誘導します。

### 2 1次トリアージ（傷病者の振分け）

来所した傷病者を、区要員等を中心に軽症者と重症者等に振り分けます。振分けの基準は歩行の可否によります。歩行ができる軽症者については、トリアージ場所へ案内します。歩行できない重症者等については、医療救護所に配備されている担架、あるいは防災住民組織に配備されているレスキューカー、または肩をかしながら、保健室などの2次トリアージ場所に搬送します。

#### ※透析患者への対応

医療救護所で透析患者を受け入れた場合、かかりつけ透析医療機関や次回の透析の予定等を聴取します。その後、災害対策健康部で透析医療機関の受入状況を照会し、そこまでの通院手段について検討します。自力での通院が不可能な場合は、まず、かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している搬送団体へ連絡してもらいます。通院手段が確保できない場合には、災害対策健康部を通じて、通院手段を確保します。

### 3 2次トリアージ

START式トリアージを用い、軽症者においては、治療の優先順位付けや急変患者の発見、重症者等においては、災害拠点病院等へ搬送する順位を確定し、応急処置へと移ります。2次トリアージの担い手は、看護師や歯科医師をはじめとする医療職です。

<記入について>

トリアージは、傷病者の症状の程度により、重症者から災害時医療機関へ搬送し治療を行うためのものです。2人1組となり、トリアージタグに、まずは次の事項を記入します。

① 氏名	傷病者に尋ねて記入
② 年齢	
③ 性別	
④ トリアージ日時	
⑤ トリアージ実施者氏名	



次にトリアージを実施し、次の事項を記入します。





⑥ トリアージ区分
⑦ トリアージ実施者（医師、救急救命士、その他）



可能であれば、症状・傷病名や裏面の特記事項も記入します。



そして、症状により次の色タグを点線から切り離します。

判断	タグの色	
死亡	黒	
重症	赤	
中等症	黄	
軽症	緑	

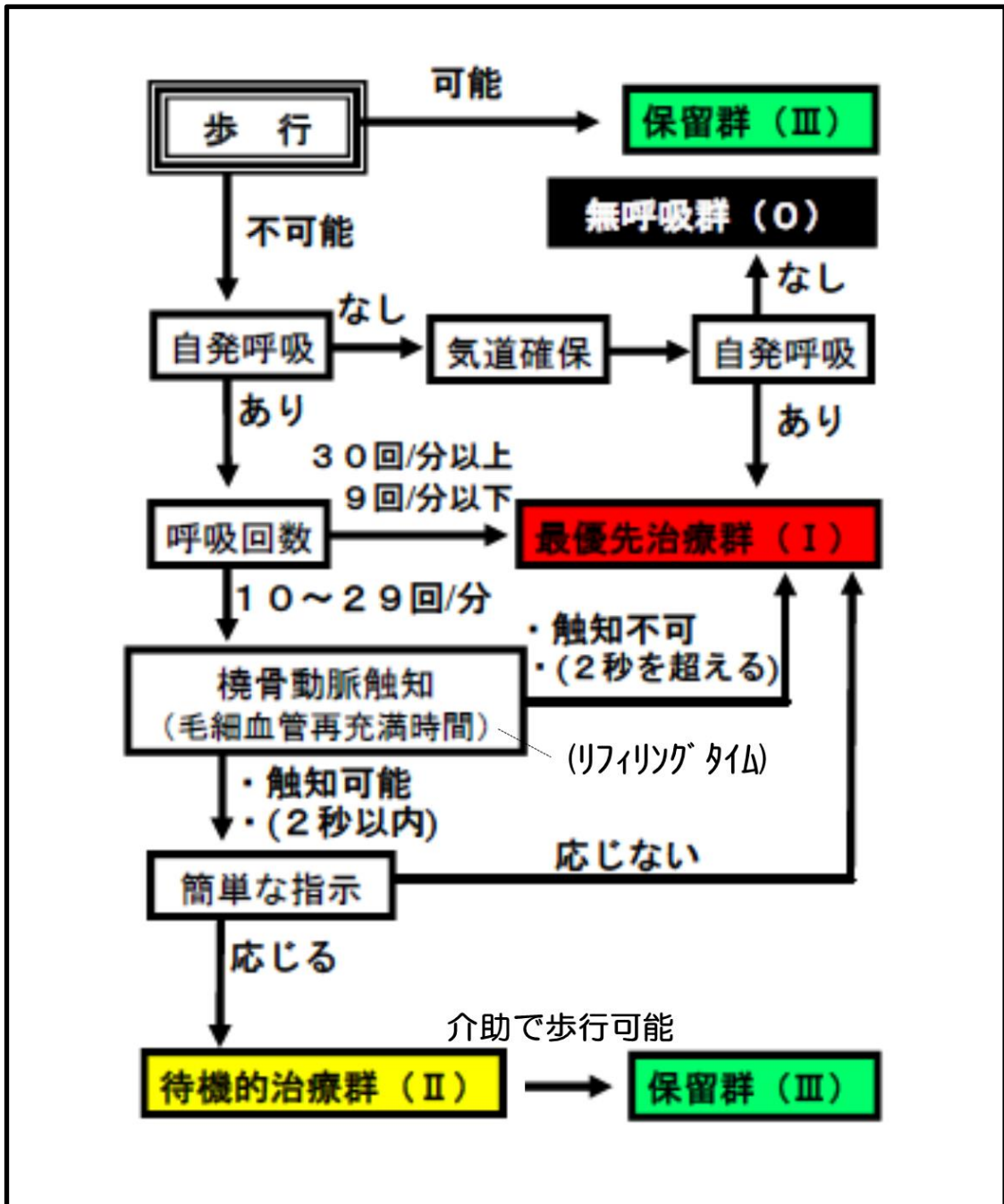
この判断は、簡易な方法に基づき判断します。



最後に、表面の1枚目（災害現場用）シートを切り離し、切り離した色タグとともにトリアージタグを管理する記録場所に渡します。



START 式トリアージ



トリアージタグイメージ (表)

(災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III		
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 そ の 他		
症状・傷病名			
特記事項			

0  
I  
II  
III

※複写式です。1枚目「災害現場用」、2枚目「搬送機関用」、3枚目「収容医療機関用」の3枚構成です。

トリアージタグイメージ (裏)

特記事項		
バイタルサイン		
意識	I (1-2-3)	II (10-20-30) III (100-200-300)
呼吸	/分	呼吸困難 左右差あり(右→左→)
脈拍	/分	総頸・橈骨・大腿(強い・弱い)
皮膚	色(蒼白・普通) 温度(冷・普通・温) 状態(湿潤・普通)	
血圧	/ mmHg	リファリングタイム 2秒以上・2秒未満

0  
I  
II  
III

#### 4 軽症者手当／調剤・投薬

##### (1) 軽症者手当

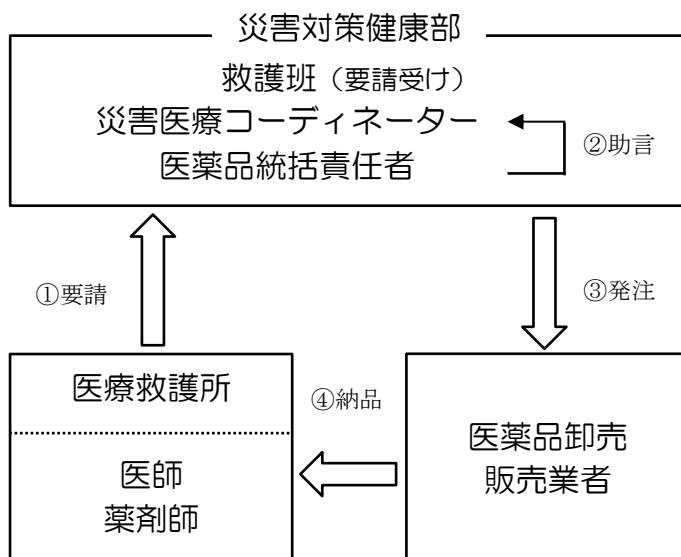
トリアージの結果、軽症（緑色）と判断された方に対して、医師の指示のもと四師会要員が中心となって応急手当を行います。

##### (2) 調剤・投薬

各医療救護所には、3日間を目安として医薬品が備蓄されています。

(→P●● 備蓄医薬品等一覧表(平成 年 月現在))

薬剤師班は医師の発行した処方箋にもとづき、調剤・投薬を行います。医療救護所の活動を行うための医薬品が不足した場合は、災害対策健康部救護班長（地域医療課長）へ補充要請を行います。災害対策健康部には、薬剤師会長が医薬品統括責任者として参集し、災害医療コーディネーター※に医薬品調達に関して助言、調整します。その後、医薬品卸売販売業者に発注し、直接、医療救護所に医薬品等を納品します。薬剤師班は補充された医薬品を受け入れたのち、医薬品の管理等を引き続き行います。



#### ※練馬区災害医療コーディネーター

区内に震度6弱以上の大地震が発生した場合、災害医療コーディネーターは災害対策健康部（区役所）に参集し、活動を開始することとしています。

練馬区災害医療コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりです。

- (1) 医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- (2) 医療救護所の開設、運営に関する助言および調整を行うこと。
- (3) 医薬品等の確保に関する助言を行うこと。
- (4) 傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- (5) 東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- (6) その他災害医療に関すること。

## 5 重症者等処置／搬送

- (1) 1次トリアージ（傷病者振分け）で歩行ができなかった傷病者については、2次トリアージ、応急手当を経て、災害拠点病院等へ搬送します。

### 【2次トリアージ】

重症者（赤色）、中等症者（黄色）と判断された方々の災害時医療機関への搬送順位を、重症度や専門治療の必要性により、決定します。



### 【災害時医療機関への受入れ要請】

班長は、通信担当を通じて災害対策健康部に対して、重症者や中等症者の受入れ調整を要請します。



### 【搬送】

担架、レスキューカーまたは車両を活用し搬送します。区要員、学校要員、また、民間救急事業者の協力を得ながら行います。



### 【名簿作成】

重症者（赤色）、中等症者（黄色）の名簿（様式6）を記録場所において作成し、誰がどこの災害時医療機関へ搬送されたのかをトリアージタグの1枚目（災害現場用）シートや搬送者カード（様式7）を用いて記録します。



### 【重篤者の区外への移送】

区内災害拠点病院でも対応不可能な重篤者については、災害対策健康部救護班長へ報告し、区外への移送を要請します。

- (2) 派遣医療チームの受入れ

医療救護所の対応が現状のスタッフでは十分にできない場合、班長または医療救護班の医師は、災害対策健康部救護班長または練馬区災害医療コーディネーターに応援の要請を行います。

派遣医療チームを受け入れ、医療救護活動が円滑に展開できるよう、医療救護所の施設を拡充します。トリアージ場所、応急手当の施設、2次トリアージ場所などの拡大や、救急救命活動を行う施設の確保を行います。

## 第4章 医療救護所閉鎖

### 1 医療救護所の閉鎖

医療救護所は発災直後から概ね 72 時間開設されますが、傷病者の多寡により再編され、被害の大きな医療救護所にスタッフや医薬品等を集中化します。災害対策健康部へ正確な情報を報告するとともに、災害対策健康部の指示に従い医療救護所を閉鎖します。

### 2 急性期以降の避難拠点・医療救護所

#### (1) 急性期以降の医療救護活動

発災後、区職員等が立ち上げた 10 か所の医療救護所は、人的被害の軽重により災害対策健康部が再編します。また、避難拠点到避難した方々の巡回診療や健康相談等を行うため、医療救護班や歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班の派遣要請を行います。

#### (2) 医療救護所の運営態勢

医療救護所の運営のため、避難拠点要員を加配し発令していますが、発災から 72 時間を目安とした急性期以降にも従事することは困難です。そこで、災害対策健康部が中心となり、急性期以降に運営を行う医療救護所の運営には交代要員として職員を派遣し、継続して医療救護所を運営していきます。

また、72 時間以前でも人的被害が大きい場合など災害対策健康部から医療救護所要員の交代要員を派遣し、医療救護所の機能を十分に発揮し、円滑な運営を確保します。

## 第5章 補足

### 1 記録場所運営

記録場所の主な従事者は、区要員等です。

2次トリアージの際に、剥がし取られるトリアージタグの1枚目（災害現場用）で傷病者の受付・把握をします。傷病者受付一覧（様式5，6）に来所した傷病者を転記していきます。手当が完了した傷病者については、軽症者は、トリアージタグ本体、重中等症者は、搬送者カード（様式7）と転記した傷病者受付一覧を照合し、一覧の消込を行います。それにより、傷病者の手当の終了の有無を把握します。

## 2 時系列活動表

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
発災直後から参集まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集と集約</li> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・「区災害医療コーディネーター（会長）」の災害対策健康部への参集</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・医療救護班の班長（医療職リーダー）を選任</li> <li>・治療器材の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集と集約</li> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・各団体のリーダー選出と役割決め</li> <li>・治療器材の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集と集約（施設・区内薬局の稼働状況、医薬品の在庫状況、医療救護活動に参加する薬剤師の状況）</li> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医薬品統括責任者（会長）の災害対策本部への参集</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・各団体のリーダー選出と役割決め</li> <li>・備蓄医薬品の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集と集約</li> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・各団体のリーダー選出と役割決め</li> <li>・衛生材料の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆震度6弱以上で自動参集。5強以下であっても区からの要請があれば参集する。</li> <li>◆区災害医療コーディネーター（医師会会長、2拠点病院医師、保健所長）は、上記条件に従い参集する。</li> </ul>

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
超急性期 (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・傷病者の応急処置</li> <li>・傷病者の搬送順位確定と搬送指示</li> <li>・死亡の確認</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・歯科治療を要する傷病者の応急処置</li> <li>・口腔内以外の簡易な応急処置</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代など)</li> <li>・検視・検案の法歯学上協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・軽症者の応急処置</li> <li>・傷病者に対する調剤・服薬指導</li> <li>・医薬品の供給(区を通じて薬剤師会、薬業協同組合、医薬品卸売販売業者に不足した医薬品の調達を依頼する)</li> <li>・医薬品の仕分けと管理</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> </ul> <p>人員が不足した場合は、1次トリアージ(傷病者振分け)を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療職リーダーの指示に従った負傷者に対する応急手当</li> <li>・手当に必要な衛生材料等の確保と管理ならびに労務の提供</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難拠点の班長が救護所の施設管理責任者。</li> </ul> <p>運営上は、医療救護班の班長(医療職リーダー)が責任者となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害対策健康部は、収集した情報を基に区災害医療コーディネーターの助言を踏まえ医療救護方針を定める。</li> <li>◆災害対策健康部は各情報を災対本部に報告するとともに、医療救護所、四師会、災害時医療機関等に伝達する。</li> <li>◆区災害医療コーディネーターは、区西北部医療コーディネーターに伝達し、応援要請や傷病者の収容・搬送を調整する。</li> <li>◆災害対策健康部は医療ボランティアや事前登録看護師の受付や救護所等への派遣を調整する。</li> <li>◆派遣医療チームを受け入れる。</li> </ul>

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
慢性期 (72時間以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難拠点等における巡回診療</li> <li>健康相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難拠点等における巡回診療（歯科治療・衛生指導）</li> <li>健康相談等の実施</li> <li>検視・検案の法歯学上協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難拠点等における巡回診療</li> <li>健康相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難拠点等における巡回診療（応急手当、治療、リハビリ。マッサージやストレッチ等の施術やエコノミークラス症候群の防止活動など）</li> <li>健康相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害対策健康部は、収集した情報を基に区災害医療コーディネーターの助言を踏まえ医療救護方針を定める。</li> </ul>



	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
その他	<p>〔その他の参集〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点連携医療機関等の災害時医療機関へ指定された医師会員はそれぞれ参集。</li> </ul>	<p>〔練馬区歯科医師会災害対策本部の設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の歯科活動を統括する災害時体制組織を設置する。</li> </ul> <p>〔避難拠点・福祉避難所における活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の保健師等で編成する保健班が避難所等の歯科情報を把握し、歯科医師会に診療の要請をする。歯科医療救護班は歯科診療にあたる。</li> </ul> <p>〔災害時の練馬つつじ歯科休日急患診療所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は通常診療を臨時休止し、「災害時訪問歯科診療事務局」を設置する。</li> <li>・一般歯科診療所の被災状況や患者情報を把握する。</li> <li>・在宅療養者等への訪問歯科診療の提供を行う。</li> </ul> <p>〔身元確認への協力〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所となる体育館等に身元不明遺体が発生した場合、身元確認班は警視庁の指示のもと検視の確認作業に協力する。</li> </ul>	<p>〔医薬品の調達の流れ〕</p> <p>医療コーディネーターおよび医薬品統括責任者の判断のもと</p> <p>第一要請先：薬剤師会/薬業協同組合</p> <p>第二要請先：医薬品卸売販売業者</p> <p>第三要請先：東京都</p> <p>〔医薬品の搬送体制〕</p> <p>医療救護所等に搬送する場合は、緊急通行車両等の各自の車両を使い搬送する。物理的に通行不可能の場合などは、災害対策本部に要請する。</p>	<p>〔東京都柔道整復師会練馬支部の災害対策本部設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の柔道整復師、会員を統括する災害時体制組織を設置する。</li> <li>・各医療救護所の柔道整復師班から医療救護所情報を把握する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 衛生材料の在庫状況</li> <li>② 班員の活動状況</li> <li>③ 近隣接骨院の開設状況等</li> </ol>	

## 第6章 資料編

### 1 災害時医療機関

#### 【災害時医療機関（22 医療機関）】

区分	No.	名称	所在地	電話番号
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	5323-3111
	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1	3979-3611
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院	旭丘 1-24-1	5988-2200
	2	浩生会スズキ病院	栄町 7-1	3557-2001
	3	大泉生協病院	東大泉 6-3-3	5387-3111
	4	川満外科	東大泉 6-34-46	3922-2912
	5	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23	3920-6263
	6	辻内科循環器科歯科クリニック	大泉学園町 8-24-25	3924-2017
災害医療支援医療機関	1	島村記念病院	関町北 2-4-1	3928-0071
	2	保谷病院	南大泉 4-50-15	3924-3258
	3	東大泉病院	東大泉 7-36-10	3924-5820
	4	関町病院	関町北 1-6-19	3920-0532
	5	東京聖徳病院	北町 3-7-19	3931-1101
	6	慈雲堂病院	関町南 4-14-53	3928-6511
	7	陽和病院	大泉町 2-17-1	3923-0221
	8	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14	3998-3666
	9	阿部クリニック	桜台 2-1-7	3992-1103
	10	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1	3557-2611
	11	ねりま健育会病院	大泉学園町 7-3-10	5935-6102
専門医療拠点病院	1	東海病院	中村北 2-10-11	3999-1131
	2	久保田産婦人科病院	東大泉 3-29-10	3922-0262
	3	大泉病院	大泉学園町 6-9-1	3924-2111

## 2 その他の災害時医療機関

### 【透析医療機関（11 医療機関）】

区分	No.	名称	所在地	電話番号
透析 医療機関	1	高松病院	高松 6-4-23	3997-1171
	2	練馬中央診療所	豊玉北 5-32-8	3991-9655
	3	腎クリニック高野台	高野台 1-3-7	5910-3121
	4	練馬桜台クリニック	豊玉北 4-11-9	5999-0723
	5	優人クリニック	田柄 2-52-10	5383-6760
	6	練馬高野台クリニック	高野台 1-8-15	5372-6151
	7	優人大泉学園クリニック	東大泉 1-28-7	3867-5510
	8	大泉学園クリニック	東大泉 5-40-24	5947-5681
	9	武蔵野総合クリニック練馬	練馬 1-26-1	3993-7015
	10	優人上石神井クリニック	上石神井 1-13-13	5903-3630
	11	石神井公園じんクリニック	石神井町 7-2-5	3995-0725

## 3 医薬品協定事業者

### 【医薬品卸売販売業者（7 事業者）】

No.	名称	所在地	電話番号
1	アルフレッサ(株) 練馬支店	杉並区井草 3-20-5	03 (3301) 6011
2	(株)スズケン 練馬支店	高野台 2-3-17	03 (5923) 0861
3	東邦薬品(株) 練馬・板橋営業所	谷原 1-9-3	03 (3997) 3211
4	(株)メディセオ 練馬支店	向山 1-11-13	03 (5987) 0861
5	酒井薬品(株) 中野営業所	中野区鷺宮 3-47-1	03 (3337) 8021
6	(株)バイタルネット東京中央支店	板橋区泉町 40-1	03 (5916) 1800
7	(株)マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03 (5976) 3200

## 4 備蓄医薬品等一覧表（平成 年 月現在）

## 避難拠点要員 参集簿

\_\_\_\_\_ 医療救護所

	氏名	所属	参集時間	特記事項
1			:	
2			:	
3			:	
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			:	
10			:	

## 医療救護班（練馬区医師会） 参集簿

\_\_\_\_\_ 医療救護所

	氏名	診療所名等	参集時間	特記事項
1			:	
2			:	
3			:	
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			:	
10			:	

## 被害状況等報告書

練馬区災害対策健康部あて

報告日時	年 月 日 時 分
医療救護所名	_____学校医療救護所
報告者氏名	

## 1 建物の被害状況

施設の状況	倒壊 ・ 一部倒壊 ・ 被害なし
医療救護所の使用可否	可 ・ 不可
医療救護所の開設	済 ・ 未済
使用できるライフライン	電気 ・ 水道 ・ その他 ( )
使用可能な情報設備	電話 ・ 防災無線 ・ 電子メール(PC) ・ 他( )

## 2 人的被害 ( \_\_\_\_\_ 時現在の傷病者の状況)

## (1) トリアージの実施状況

済	未済	計
人	人	人

## (2) トリアージ実施済者の内訳

死亡(黒)	重症(赤)	中等症(黄)	軽症(緑)
人	人	人	人

## 3 参集状況

避難拠点 要員	学校 要員	運営 連絡会	医療救護 所要員	医療 救護班	歯科医療 救護班	薬剤師班	柔道 整復師班
人	人	人	人	人	人	人	人

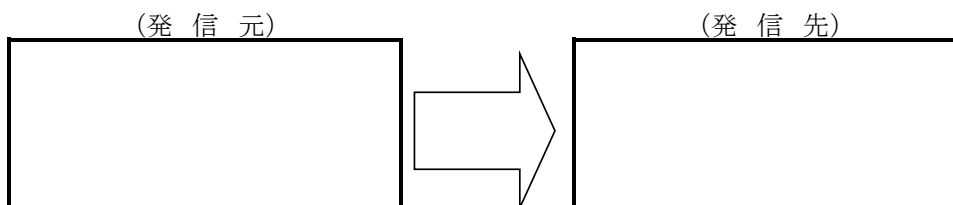
## 4 不足物資・応援等の要望

--

## 5 その他報告事項(備考欄)

36
----

## 通 信 記 録 票



発信日時	年    月    日      午前・午後      時    分
通信方法	・電話    ・災害伝言ダイヤル    ・電子メール    ・FAX    ・防災無線
	その他
記録作成者	所属
	氏名
要望	
課題	
意見・報告	

学校 医療救護所 軽症者一覧

様式5

No.	氏名	年齢	性別	住所	電話	応急手当			区分変更 O(黒) I(赤) II(黄)	収容医療機関名	症状・傷病名	特記事項
						実施日時	実施氏名	実施場所				
1			男・女									
2			男・女									
3			男・女									
4			男・女									
5			男・女									
6			男・女									
7			男・女									
8			男・女									
9			男・女									
10			男・女									
11			男・女									
12			男・女									
13			男・女									
14			男・女									
15			男・女									
16			男・女									
17			男・女									
18			男・女									
19			男・女									
20			男・女									





# 搬送者カード

- ① 医師の診断が終わったら、タグの情報をカードに記入します。
- ② 患者が待機しているベッドにセロハンテープで張り付け、診察済みであることを周知します。
- ③ 患者が搬送されたら、このカードを記録場所に渡します。

1 トリアージタグのNO \_\_\_\_\_

2 氏名 \_\_\_\_\_

3 性別 男 ・ 女 \_\_\_\_\_

4 年齢 \_\_\_\_\_ 才

5 搬送先医療機関名 \_\_\_\_\_

※ 搬送先が決まったら記入します。

6 搬送済かどうか \_\_\_\_\_ 済

※ 医療機関へこの患者が搬送された場合は「済」に○を付け、記録場所に渡します。

7 この票の記入者氏名  
等記入欄

所属: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_